

「対話型 AI を活用した介護事業所の生産性向上事業」に係る
公募型プロポーザル方式実施説明書

1 事業の趣旨及び目的

介護報酬については、様々な加算項目が整備されており、制度が複雑であるとともに、厚労省から膨大な通知が発出されている。さらに、3年に一度改定され、加算項目の追加、削除及び加算要件の変更等が行われる。

そのため、市内に約 2,000 ある介護事業所は、加算要件等について疑義がある場合は、市に質問し、その回答を基に介護報酬を請求している。

膨大な国の通知を確認しながら回答を作成するのは、非常に時間を要し、業務負担も大きいことから、対話型 AI を活用し、回答を作成するシステムを導入することとする。これにより、市から事業所への回答までの時間短縮、回答内容の精度向上が見込まれることから、事業所の安定したサービス運営、生産性向上に寄与することが期待される。

2 公募の概要

(1)業務名

対話型 AI を活用した介護事業所の生産性向上事業

(2)事業に係る予算上限額

7,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(3)業務内容

【別紙1】仕様書のとおり

(4)契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5)支払い方法

原則、履行確認後一括払いとする。

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3)本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4)次のいずれかに該当しないこと。

ア 役員等(役員及び従業員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものをいう。以

下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、更生計画許可決定または再生計画許可決定がなされていない場合は、この限りではない。

(6)法人税及び事業所所在地における地方税(法人住民税、事業税等)が未納でない者

(7)受注候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。

(8)個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守(コンプライアンス)の仕組みが整備されていること。

4 参加資格の喪失

参加希望者が受注候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

(1)前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合

(2)不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触した場合

(3)提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(4)その他審査結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為があった場合

5 実施スケジュール(予定)

項目	日時
公告開始日	令和7年7月25日(金)
質問書受付期限	令和7年8月1日(金)
質問回答期限	令和7年8月4日(月)
参加申出書提出期限	令和7年8月8日(金)
企画提案書提出期限	令和7年8月20日(水)
審査会(プレゼンテーション)	令和7年8月25日(月)
結果通知	令和7年8月28日(木)

※説明会は実施しない。

※やむを得ない事情で上記スケジュールを変更する場合がある。

6 質問書の提出及び回答

(1)提出期限:令和 7 年 8 月 1 日(金)17時15分

(2)提出先 :北九州市役所 保健福祉局介護保険課

(3)提出書類:質問書(様式1)

(4)提出方法:電子メールにて提出

※電子メールアドレスは下記12の「問合せ先及び提出先」参照

※確認のため、提出後に電話連絡すること

(5)回答方法:全ての質問について、参加申出書を提出した者全員に対して、電子メールにて回答する。

(6)回答期限:令和7年 8 月 4 日(月)17時15分

7 参加申出書の提出

(1)提出期限:令和 7 年 8 月 8 日(金)17 時 15 分

(2)提出先 :北九州市役所 保健福祉局介護保険課

(3)提出書類:参加申出書(様式2)

(4)提出方法:電子メールにて提出

※電子メールアドレスは下記12の「問合せ先及び提出先」参照

※確認のため、提出後に電話連絡すること

8 企画提案書等の提出及びプレゼンテーションの実施

(1)企画提案書等の提出

ア 提出期限:令和 7 年 8 月 20 日(水)17 時 15 分

イ 提出先 :北九州市役所 保健福祉局介護保険課

ウ 提出書類:事業者概要(様式3)

企画提案書(下記(2)参照。A4サイズとすること)

【別紙2】機能要件等一覧(下記(3)参照。A4サイズとすること)

見積書(様式自由。ただしA4サイズとすること)

エ 提出部数:8部ずつ

オ 提出方法:郵送(必着。書留など配達の確認ができる方法によること)又は持参

※企画提案書等の提出は、1社につき1提案までとする。

※併せてPDF形式のデータを電子メールにて提出すること

(電子メールアドレスは下記12の「問合せ先及び提出先」参照)

(2)企画提案書の構成

次の項目について、具体的に記載すること。

ア 企画提案内容

(ア)業務内容(システム構築)

基本的な要件をすべて満たしているか。業務目的を理解し、業務について計画性があり、計画に基づいた実現可能な内容となっているか。

(イ)業務内容(運用・保守)

システム稼働後の運用体制が明確で、継続的な技術支援が可能か。定期的な機能改善への対応計画があるか。障害発生時の対応手順が確立されているか。

(ウ)運営体制、リスクマネジメント

管理運営体制が確保できているか。責任体制(窓口・管理者等)が明確か。不慮の問題が生じた際に、業務を継続できる対策を提案できているか。

イ 業務実績

介護に関する専門知識があるか。福祉関係で、質問に対し AI が自動応答するシステムの構築経験があるか。

ウ 見積金額

見積金額が仕様書提示の範囲内であり、的確で具体的な見積項目を示し、それに応じて適正な金額を見積もっているか。初年度に係る費用(システム構築及び保守)、次年度以降の保守費用(月額)が明確であるか。

(3)機能要件等一覧について

上記(2)内の「ア 企画提案内容」について、「【別紙2】機能要件等一覧」を企画提案書と併せて提出すること。

ア 記載方法

対応状況について、いずれかの該当項目を選択すること。

また、対応時期など補足がある場合はその内容を備考欄に記載すること。

(4)プレゼンテーションの実施

ア 開催日時:令和 7 年 8 月 25 日(月)

※開始時間等は、後日調整の上、参加申出書を提出した者全員に対して連絡する。

イ 開催方法:Webによるリモート形式で実施

ウ 実施内容:提案者によるプレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度

※当日は、先に提出された企画提案書を提案者が画面共有してプレゼンテーションを実施する。

9 審査及び審査結果

(1)審査方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、本市職員で構成された審査委員会において審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を選定する。審査結果が同点の場合、見積金額が最も低いものを選定する。

なお、応募者が一社のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

(2)評価項目、評価基準及び配点等評価方法に関する事項

【別紙3】評価方法のとおり

(3)審査結果の通知及び公表に関する事項

ア 審査結果は、プレゼンテーション参加者に書面にて通知する。

イ 受注候補者決定後、本市ホームページに受注候補者の商号又は名称、評価結果等を公表する。

10 契約

(1)受注候補者に選定された場合、契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行い、契約金額を決定する。その際、企画提案の一部を変更する場合がある。

(2)受注候補者との協議が調った場合には、あらためて見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(3)受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受注候補者として手続きを行う。受注候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。

11 その他

(1)当該公募を通じて知り得た機密事項については審査結果にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(2)企画提案書等の作成等にかかる経費は、提案者の負担とする。

(3)企画提案書等は、返却しない。

(4)参加申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式4)を提出すること。辞退によって、その後、不利益な取扱いを受けることはない。

12 問合せ先及び提出先

(1)担 当 部 署: 北九州市役所 保健福祉局介護保険課

(2)担 当 者: 森山、安倍

(3)住 所: 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

(4)電 話 番 号: 093-582-2771

(5)電子メール: ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp